

公益財団法人沖縄県スポーツ協会 総務委員会規則

(設置)

第1条 この規則は、公益財団法人沖縄県スポーツ協会（以下「本会」という。）専門委員会規程第2条に基づき、総務委員会（以下「委員会」という。）の運営に必要な事項に関して定める。

(目的)

第2条 この委員会は、本会の目的及び事業を円滑に推進するため、各専門委員会と緊密に連携し、事業の計画・立案・実施に向けて連絡調整の役割を担うとともに、本会の諸課題解決を目指して審議し、理事長に具申することを目的とする。

(事業)

第3条 委員会は次の事項を行う。

- (1) 庶務全般に関すること
- (2) 規程の改廃に関すること
- (3) 会館運営に関すること
- (4) 広報・宣伝に関すること
- (5) 表彰・叙勲等に関すること
- (6) 財政の確立に関すること
- (7) 募金（一般・免税・賛助会員）活動に関すること
- (8) 本会主催行事の企画・運営に関すること
- (9) その他、委員会の目的を達成するために必要な事業に関すること

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員 15名以内をもって組織し、本会理事長が委嘱する。

- (1) 本会理事 2名以内
- (2) 加盟競技団体 2名以内
- (3) 加盟地方団体 2名以内
- (4) 加盟学校体育団体 3名以内
- (5) 各種専門委員会 4名以内
- (6) 学識経験者 2名以内

(役員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長・・・1名
- (2) 副委員長・・・1名

(役員職務)

第6条 委員長は、本会副会長及び専務理事の中から本会理事長が指名し、副委員長は委員の互選とする。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を掌理する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたとき、その職務を代行する。

(任期及び制限年齢)

第7条 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 委員の解任については、本会定款第30条に準ずる。

3 委員は、就任時に70歳未満でなければならない。ただし、学識経験者理事についてはその限りではない。

(委員会)

第8条 委員会は委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 本会理事長、副会長及び専務理事は、委員会に出席して意見を述べることができる。
- 3 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。委員会に出席できない委員は、その所属する団体の役職員に代理出席させることができる。代理出席させることができない場合は、他の委員を代理人と定めて委任状を提出することができる。代理出席者及び委任状を提出した委員は出席したものとみなす。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 議決すべき事項について、委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項を可決する旨の議決があったものとみなす。

(部会)

第9条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、全て部会員となる。
- 3 各部会の部会長には、委員会の委員をもって充てる。
- 4 部会の重要決定事項は、委員会の承認を得なければならない。
- 5 部会の運営に関することについては、別に定めることができる。
- 6 委員会及び部会には会議録を作成し、委員長及び部会長捺印の上、これを保存する。

(事務)

第10条 委員会及び部会の事務処理は、本会事務局で行う。

附則

- 1 この規則は、平成11年 4月 1日から施行する。
- 2 この規程は、公益財団法人沖縄県体育協会の設立の登記の日から施行する。
- 3 この規則は、平成29年 4月 1日から施行する。
- 4 この規則は、令和 2年 4月 1日から施行する。
- 5 この規則は、令和 8年 1月13日から施行する。